

# 向陽プールを一般開放

## 利用期間は7月1日～9月2日



元氣よく水しがきぎあける「カッパ」たち

七月、いよいよ水泳シーズンの幕あけです。向陽プール(向陽小学校内)では、今年も七月一日から一般の方に開放します。どうぞ、ご利用ください。

▽開放期間・時間  
七月一日(日)～九月二日(日)

▽入場料  
日(日) 平日・土曜日 午後三時～六時  
日曜日 午前九時～午後六時

▽対象  
向日市民の方に限る

平日・土曜日 大人(中学生以上) 100円 子ども(小学生以下) 50円  
日曜日 大人 200円 子ども 100円

なお、幼児(三歳以下)は無料ですが、必ず保護者同伴(付添有料)でお越しください。

▽禁止事項  
(1)他人に迷惑または危険を感じさせる行為。  
(2)危険な遊戯。

(3)立入り禁止の場所に入ること。  
▽注意事項  
(1)小学生は必ず通学用の帽子を着用すること。着用しないものは入場禁止。  
(2)小学生に限り、一般開放時の利用を制限します。  
▽お問い合わせ  
財団法人・向日市社会体育振興会事務局(市教育委員会内)まで  
電話 九三二一―一八一

### 今月から 貸出方法を変更

#### 中央公民館図書室

図書整理のため六月中休業していた中央公民館図書室は、七月一日から開室します。

今月から、貸出・返却方法が変更し、手続きが簡単になりました。

内容は次のとおりです。



貸出方法は、七月一日から開室し、七月一日から開室します。

今月から、貸出・返却方法が変更し、手続きが簡単になりました。

内容は次のとおりです。

中央公民館図書室  
電話 九三二一―三二六六

### 親子水泳教室

#### 申込みは市教委へ

親子水泳教室を次の要領で開催します。

これは、体力の向上と健康維持・増進、親と子のふれあいをねらいとし、水泳の基礎、水難事故防止についての知識を養うことをねらいとしています。

ぜひ、ご参加ください。

〔日時〕  
七月二十七日(金) 午前九時～正午  
二十八日(土)・二十九日(日) 午後一時～四時  
〔場所〕 第五向陽小学校プール  
〔受講料〕 一組五百円(ただし保険料)  
〔対象〕  
市在住の親子(年齢満五歳以上)三十組(定員に達しだい締切)  
七月二日(月)～二十一日(土) 土曜日の午後と  
〔提出先〕  
社会福祉課 内線二二六七



親子で楽しく

### 消費者相談コーナー

専門の相談員が商品の品質や安全性など、消費生活全般について、不審な点や疑問などの相談に応じます。お気軽にお越しください。

また、相談は電話・手紙でも受け付けます。

▽お問い合わせ  
市民安全課消費生活係 内線 二三五

▽とき 毎週火曜日 午後一時～四時(相談日 以外は市民安全課へ)  
▽ところ 市役所市民相談室(一階)

日曜日、電話での受付はしません。

〔申込み方法〕  
所定の用紙(市教委にあります)に必要事項を記入のうえ、申込んでください。  
〔申込み・問い合わせ先〕  
教育委員会  
電話 九三二一―一八一

### 募集します アルバイト保母

〔資格〕  
(1)保育に熟意のある人  
(2)一日アルバイト...保母資格取得者  
ゆめ早朝・夕方パート...資格の有無は問わない  
〔応募方法〕  
市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、写真を添付して提出してください。  
〔提出先〕  
社会福祉課 内線二二六七



向日市略史

延暦五年(七八六)四月十六日、中国からわが国へ来ていたが、帰れないうちに住みついてしまった正七位下維宗等が長井息寸(ながいのいみき)という姓(かばね)を与えた。また延暦二十四年に船木王に長井真人(まひと)という姓を与えた。

六年二月五日、皇族を臣下に降し、諸勝に広根朝臣、岡成に長岡朝臣の姓を与えた。

延暦九年十二月三十日桓武天皇の生母高野新笠

### 長井氏 長岡氏 良峯氏 物集女氏

室町時代に物集女氏(もずめ)という豪族が活躍するが、物集女と大枝は岡一つを隔てて隣りあっているのも、もとも師氏には四系統があった。

長井郷という郷があったことが、倭名抄という本によって知られている。今、上植野に永井氏というりっぱな旧家が多いが、これとの関係はどうか、これと関係はどうか、これは長井郷は、長い綱水を汲む深い井戸の郷という意味で、栗生、長法寺、井内、今里などが長井郷ではなかったかと思われている。維宗等は左京(西向日駅を南にいった朱雀大路より東の方)に住んでいたと書かれていますので、あるいは上植野方面かもしれない。船木王の家の場所は明らかではない。

長岡氏は森本が鶴冠井(かいで)に、物集女氏(かいて)に、物集女氏に物集女に住んでいたに

### 下水道豆辞典

みなさんの家庭と下水道処理場を結ぶ管を敷設する工事が終わり、汚水が流せるようになるとその地区ごとに市は供用開始の告示を行います。

法律により、これらの地区の家の所有者は、相当の理由がある場合を除き、供用開始後三年以内にくみとり便所を水洗便所に改造しなければなりません。

なぜ、このような義務が課せられているのかというと、みなさんに衛生

と市職員による検査を行います。合格すると検査済証を交付しますので、門戸その他見やすい場所に貼付していただきます。

工事が完了する



あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず市民安全課までご連絡ください。

- (ゆずります)
- 学習机.....1件
  - 白机.....1件
  - ショッピングカー.....1件
  - セミダブルベッド.....1件
  - 二段ベッド.....1件
  - ダブルベッド.....1件
  - マクラーガヤ.....1件
  - ベビーバス.....1件
  - メリーゴーランド.....1件
  - 歩行器.....1件
  - 子ども用自転車.....1件
- (ゆずってください)
- 大人用自転車・婦人用自転車・幼児用自転車・鳥カゴ・木槽
  - ミシン・電気オルガン・ロックミシン・エレクトーン・ベビーベッド・ドラムセット

ご利用上の注意点

整理の都合上、登録時には相手の紹介は行いません。

▷ 斡旋方法 提供と希望が一致したものについて、登録順(先着順)に紹介(斡旋)します。

▷ 登録方法 提供者、希望者とも電話で受け付けます。

▷ 対象品目 再利用の価値のあるもの。ただし、修理を必要としたり、故障したもの、衣料品、食料品、くつ、書籍文具類などは除きます。

▷ 登録期間 登録した日から3か月

▷ 報告 登録が不要になったとき、交渉結果がわかり次第、市民安全課までご連絡ください。

▷ お問い合わせ 市民安全課消費生活係 内線 235